

利用者の利便性が向上するデジタル技術を活用したコミュニケーションツールなどがありますので、施設運営などのご参考としてください。

視 コード化点字ブロック

コード化点字ブロックは、視覚障害のある人にとって、なくてはならない社会インフラである既存の点字ブロック（誘導ブロックと警告ブロック）に、簡単な着色を施すことにより、誰もが利用可能になる音声情報提供システムです。コード化点字ブロックにスマートフォンをかざすことにより、コードに対応した案内情報を取得でき、歩行サポート・防災等の様々な音声情報案内を多言語で利用できます。



聴 遠隔手話サービス

「遠隔手話サービス」は、スマートフォンやタブレット端末を通じて、手話を使うきこえない人ときこえる人をつなぐサービスです。（聴覚障害者情報提供施設や民間企業が提供）

※遠隔手話通訳…都道府県および区市町村の意思疎通支援事業（派遣事業あるいは設置通訳事業）等を活用した通訳場面を指す。

遠隔手話サービス…企業等がろう者等の顧客に対し、タブレット等を用いて手話言語でコミュニケーションあるいは手話通訳により対応をする場面を指す。

（出典：2020年11月27日 遠隔手話通訳に対する基本的考え方について（見解）一般財団法人全日本ろうあ連盟）



利用者側



通信者側

● 遠隔手話サービス

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/ict-deaf-communication.html>

聴 スマートフォンアプリ

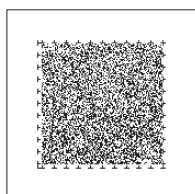
聴覚障害のある人とのコミュニケーションを補助するツールの一つに、スマートフォンのアプリがあります。

聴覚障害者等支援アプリ「こえとら」はその一つで、国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) が開発し、無料で利用できます。

文字入力した文を合成音声で再生し、音声入力した文を文字で表示することができるので、円滑なコミュニケーションにつながります。

● こえとら アプリサポートページ

<https://www.koetra.jp/>



団体要件について

～クラブ活動の現状～

障害のある人も競技スポーツや生涯スポーツのクラブを結成し、活動を行っています。活動場所としては、都内2か所にある障害者専用のスポーツセンターのほか、都立特別支援学校の体育施設、区市町村立など地域のスポーツ施設や体育館を利用しています。しかし利用できるスポーツ施設が少なく、継続的な活動がしにくいという実態があります。

● 「地区内在住・在勤・在学」要件を満たせない

多くの施設では、団体登録したり、優先予約における優先度の高い団体としての資格を得るには「●人以上の地区内在住もしくはは在勤者、在学者」の要件が設定されていることがあります。

しかし、パラスポーツに取り組む同地区内の競技人口が少なく、メンバーを集めるのが難しいこともあり、登録要件を満たす形でクラブを構成することは、極めて困難な状況にあります。

<例：某スポーツクラブの場合>

- 団体登録、優先予約には、地区内の在住者が半数以上を満たしている必要
- 選手・スタッフ人数20名のうち区内在住者9名、区外在住者11名

上記の例からもわかるように、同地区内在住、在勤、在学者でのチーム構成が難しく、身近な地域で団体登録や優先予約をしたいと思っても、必要な条件を満たすことができなく練習会場を探すのに苦慮する場合があります。

● 実態を理解し、柔軟な対応を

障害のある人にとってスポーツは、健康の維持や社会参加、競技力向上による自己実現など、大きな役割を持っています。今後のパラスポーツのさらなる発展と普及のためにも、パラスポーツの実情を理解いただき、団体要件について現状に即した柔軟な対応をするとともに施設での受入れの工夫に向けて、検討していただくと幸いです。

■ 障害者手帳について

障害者手帳は、身体障害者手帳・東京都療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称であり、住所などの個人情報や、障害者手帳の番号などが記載されています。これまで紙形式のみとされていましたが、利用者が希望する場合は、カード形式の障害者手帳が交付されます。



身体障害者手帳



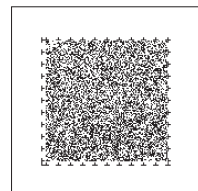
東京都療育手帳



精神障害者保健福祉手帳



※それぞれの手帳左側が紙製の手帳（従来のもの）、右側がカード型手帳（新しいもの）



アンケート調査などで障害のある人の施設利用に関して多くの質問をいただきました。対応例として参考にしてください。

対応ポイント（知的障害）

Q 「プールサイドで走らない」などの注意は、知的障害のある人にも行っても良いですか？

A プールサイドを走ってしまうような場合には、他の利用者と同様に注意を促していく必要があります。理解力には違いがあるので、普段のコミュニケーションを大切に、利用の状況などを見守っていくようにしましょう。また、注意喚起などの掲示は、絵やひらがな、ふりがな等の工夫をして、誰でも理解しやすいものにしましょう。

「第2章 障害の理解とコミュニケーション」(P16)

Q 知的障害のある人などがパニックを起こしたときに、どのように対応したら良いですか？

A パニックを起こした状況や理由がわかる場合には、それを取り除く、もしくはその状況から遠ざけて、落ち着ける状況にしましょう。安心するような声かけをしながら、静かな場所や落ち着ける場所に連れて行くと良いでしょう。

対応ポイント（内部障害）

Q ペースメーカーを使用している人がいます。気をつけることはありますか？

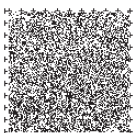
A ペースメーカーを使用している場合には、強い電磁波が出ている機械に触れることは危険です。電磁波で測定する体脂肪計などは使用しないようにしてください。また、脈拍を測定できるエアロバイクやランニングマシンにも、電磁波を使用しているものがあります。メーカーに問い合わせをして、ペースメーカーの人が利用できるかどうかを確認しておくとう良いでしょう。

対応ポイント（精神障害）

Q 精神障害のある人は体調が変わりやすい場合があり、スポーツを続けるのが難しいという人がいます。どのようにアドバイスをしていったら良いですか？

A 薬の影響や普段の生活リズムなどで、精神障害のある人は疲れやすいことがあります。その人のペースやリズムで行えると良いでしょう。無理をしないように声かけをしていくことは大切です。また、少しずつ運動量や時間を延ばしていけるように、見守りと声かけ、目配りをしていくとう良いでしょう。

「第2章 障害の理解とコミュニケーション」(P19)



障害者差別解消法に関する対応ポイント

Q 「合理的配慮」はどこまで取り組むべきでしょうか？また、障害を理由に過度なサポートを要求された場合、どのように対応すれば良いでしょうか？

A 合理的な配慮の方法は一つではなく、申出のと通りの対応が難しい場合でも対話を通じて、柔軟に対応することが重要です。過剰な負担については、個別の事案ごとに、業務等への影響を考慮し、場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。申出が合理的ではないものや過重な負担があり、お断りする場合でも、まずは建設的に対話し、双方が合意できる代替手段を模索しましょう。

Q 混雑している時間帯は、介助をすることが難しいです。どのように対応すれば良いでしょうか？

A 利用者とのコミュニケーションをとり、施設として介助ができそうな時間帯や空いている時間帯などを提示してみてもどうでしょうか。また、どうしてもスケジュール調整が難しい場合には、介助者をつけていただくなどの提案もできます。

「第7章 障害者差別解消法」(P55)

Q 障害のある人がどの程度の補助をしてほしいのかがわかりません。どのように介助したら良いか不安があります。

A 障害のある人は、利用に何らかの不安を感じる場合があります。コミュニケーションをとりながら障害の特性や、対応してほしいことなど、聞き取りましょう。

Q 障害のある人と他の利用者がトラブルになることがあります。どのようにしたら理解してもらえるでしょうか。また、トラブル時に介助者が不在の場合、どのように対応したら良いでしょうか。

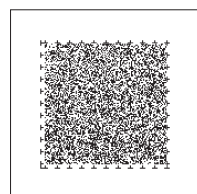
A 障害のある人も他の利用者も施設利用者であることに変わりはありませんので、双方が理解することが大切です。利用者同士の理解が進むよう、スタッフが間に入りましょう。障害の有無にかかわらず、利用者とは日頃からコミュニケーションを積極的に取ることが重要です。介助者は障害のある人を補助する存在であることから、介助者の在否にかかわらずまずは本人と話して双方が合意できる方法をとりましょう。

補助犬への対応

Q 補助犬の待機スペースが用意できない場合は、どのようにしたら良いでしょうか？

A 補助犬は仕事をしているときはとてもおとなしくしています。専用スペースを常に準備していなくても、少しのスペースで待機できます。補助犬が待機するところに、マットや毛布などがあるとさらに良いでしょう。

「第3章 施設利用の前に」(P23)

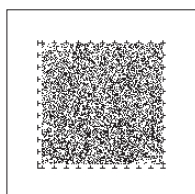


障害のある人が参加するスポーツ教室等のポイント

- Q** 障害のある人が参加できるスポーツ教室の運営は、どのようにしたら良いでしょうか？
- A** 参加者の障害を把握して、安全に行える工夫をしましょう。本人と話をして、「どのようにするとやりやすいのか？」「スポーツ経験はあるのか？」「現在はどのような運動をしているのか？」「どの程度の動きができるのか？」などを聞いていくと良いでしょう。介助者がいなくても参加できる人もたくさんいますので、どこまでできるのか、聞きましょう。
- Q** 障害のある人に向けたイベントを実施するにあたり、集客面やプログラムは、どのような点に留意すれば良いでしょうか？
- A** イベント周知の際に、障害のある人も参加可能であることをあわせて伝える方法があります。また、パラスポーツ指導員は、パラスポーツのスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材なので、プログラムの企画から実施まで関わってもらえると良いでしょう。

設備面での対応ポイント

- Q** 男女更衣室以外の更衣室を設けることが難しいです。何か良い方法はありますか？
- A** 空いている会議室や事務室、ロビーの一角を衝立などで仕切り、簡易更衣室にすることで対応できます。
[第4章 共用施設の利用] (P31)
- Q** 武道場観覧席には階段のみでスロープも手すりもないので、車いすを使用する人等の利用が難しいのですが、対応方法はありますか？
- A** アリーナ面に仮設観客席を設けるなど、段差がない場所に仮設の観客席を設置する方法があります。
- Q** テニスコートやグラウンドで車いすを使用してプレイする場合、コートが傷むことはありますか？
- A** 東京都の障害者スポーツセンターでも、今までそのようなことはありません。人工芝でも大丈夫です。グラウンドの場合は、雨などでぬかるんでいたりすると、タイヤが沈んでしまって凸凹にはなるかもしれませんが、整備をすれば問題ありません。



ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

● 電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見ではわからなくても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。また、外見からわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。



● 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

● 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚や聴覚に障害があって状況把握が難しい人、肢体不自由などの自力での迅速な避難が困難な人がいます。

ヘルプカード

障害のある人が普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカードです。

ヘルプカードの活用場面

災害が発生したとき

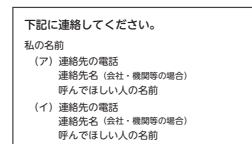
災害に伴う避難生活が必要なとき

道に迷ってしまったとき

パニックや発作、病気のとき

ちょっとした手助けが必要なとき

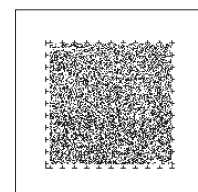
など



ヘルプカード

カードを提示されたら、記載内容に沿った支援をお願いします。

● 問合せ先 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 03-5321-1111



「障害者のスポーツ施設利用促進事業」検討委員会

第1回 日程：令和4年 6月28日（火）東京都障害者総合スポーツセンター

第2回 日程：令和4年 9月 9日（金）東京都障害者総合スポーツセンター

第3回 日程：令和4年 12月 9日（金）東京都障害者総合スポーツセンター

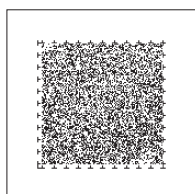
<検討委員>

○：委員長（五十音順、敬称略）

氏名	所属・経歴等
○ 澁谷 茂樹	(公財) 笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所 シニア政策ディレクター
石井 直美	パラアスリート（馬術）
岡澤 政子	足立区立栗島中学校主幹教諭 (特非) 日本知的障がい者陸上競技連盟 副理事長
角正 真之	(福) 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 障がい者スポーツ振興部 スポーツ振興室係長 (公財) 日本パラスポーツ協会 技術委員
信太 奈美	東京都立大学 健康福祉学部 准教授
篠 和子	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 共生社会推進担当課長
鈴木 克徳	(公財) 武蔵野文化生涯学習事業団 本部事務局 管理課 副参事 ※武蔵野市立武蔵野総合体育館施設管理者
高山 浩久	東京都障害者総合スポーツセンター 副所長 (公財) 日本パラスポーツ協会 技術委員長
二條 実穂	パラアスリート（2016 リオデジャネイロ大会出場（車いすテニス））
張替 武雄	葛飾区教育委員会事務局 生涯スポーツ課 事業係長
藤川 太郎	(公社) 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 (公財) 日本卓球協会会費・評議員
増子 恵美	(公財) 福島県障がい者スポーツ協会 (公財) 日本パラスポーツ協会 技術委員
水原 由明	(公財) 日本スポーツ施設協会 常務理事兼事務局長
山田 晴信	東京都立永福学園（肢体不自由部門） 高等部 主任教諭 東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟事務局長 日本ハンドサッカー協会 事務局長
葭原 滋男	パラアスリート（1992 バルセロナ大会出場・1996 アトランタ大会銅メダリスト（陸上競技）、 2000 シドニー大会金銀メダリスト・2004 アテネ大会銀メダリスト（自転車競技））

<専門委員>

氏名	所属・経歴等
小淵 和也	(公財) 笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所 政策ディレクター



問合せ先、参考文献等

障害のある人のスポーツに関することなど

● 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ12階
電話：03-5206-5586 FAX：03-5206-5587

皆様からのスポーツ施設内でのソフト面の工夫がありましたら是非、教えてください。
<https://tsad-portal.com/tsad>



障害者スポーツセンターの利用に関すること

● 東京都障害者総合スポーツセンター

〒114-0033 東京都北区十条台一丁目2番2号
電話：03-3907-5631 FAX：03-3907-5613
<https://tsad-portal.com/mscd>



● 東京都多摩障害者スポーツセンター

〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目1番1号
電話：042-573-3811 FAX：042-574-8579
<https://tsad-portal.com/tamaspo>



都の施策に関すること

● 東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03-5320-7845 FAX：03-5388-1229

<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/suru/forthedisabled.html>



参考文献等

● 参考文献

『公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみ』（内閣府）

『改訂版「障害のある方への接遇マニュアル」』（東京都心身障害者福祉センター）

『こんなときどうする？ー障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックー』（名古屋市健康福祉局）

『コード化点字ブロックを開発し誰ひとり取り残されない社会の実現へ』（金沢工業大学）(<https://kitnet.jp/backup/article/28/a28.html>)

『デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業』（東京都福祉保健局）

● 引用

『障害者に関するマークの一例』（内閣府）

(<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)

